

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

企業支援による若者しごとサポート事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

遠野市

3 地域再生計画の区域

遠野市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地理的特性】

遠野市内は、岩手県を縦断する北上高地のほぼ中央に位置し、標高 1,917mの早池峰山を最高峰に、標高 300m～700mの高原群が周囲を取り囲んでいる。市域に中央に遠野盆地があり、中心市街地が形成されている。本市の約 8 割を山林が占めており、北上川の支流である猿ヶ石川など大小の河川沿いに耕地と集落が形成されている。冷涼な気候と豊かな自然に恵まれている。

また、2019 年 3 月には、遠野市を横断する東北横断自動車道釜石・秋田線の全線開通が予定され、市内 3 箇所のインターチェンジが全てつながるほか、国道 340 号立丸トンネルの完成により、新たな人の流れや物流が醸成され、岩手県の内陸部と沿岸部を結ぶ結節点として、当市の産業の更なる事業拡大・発展への契機となることが期待されている。

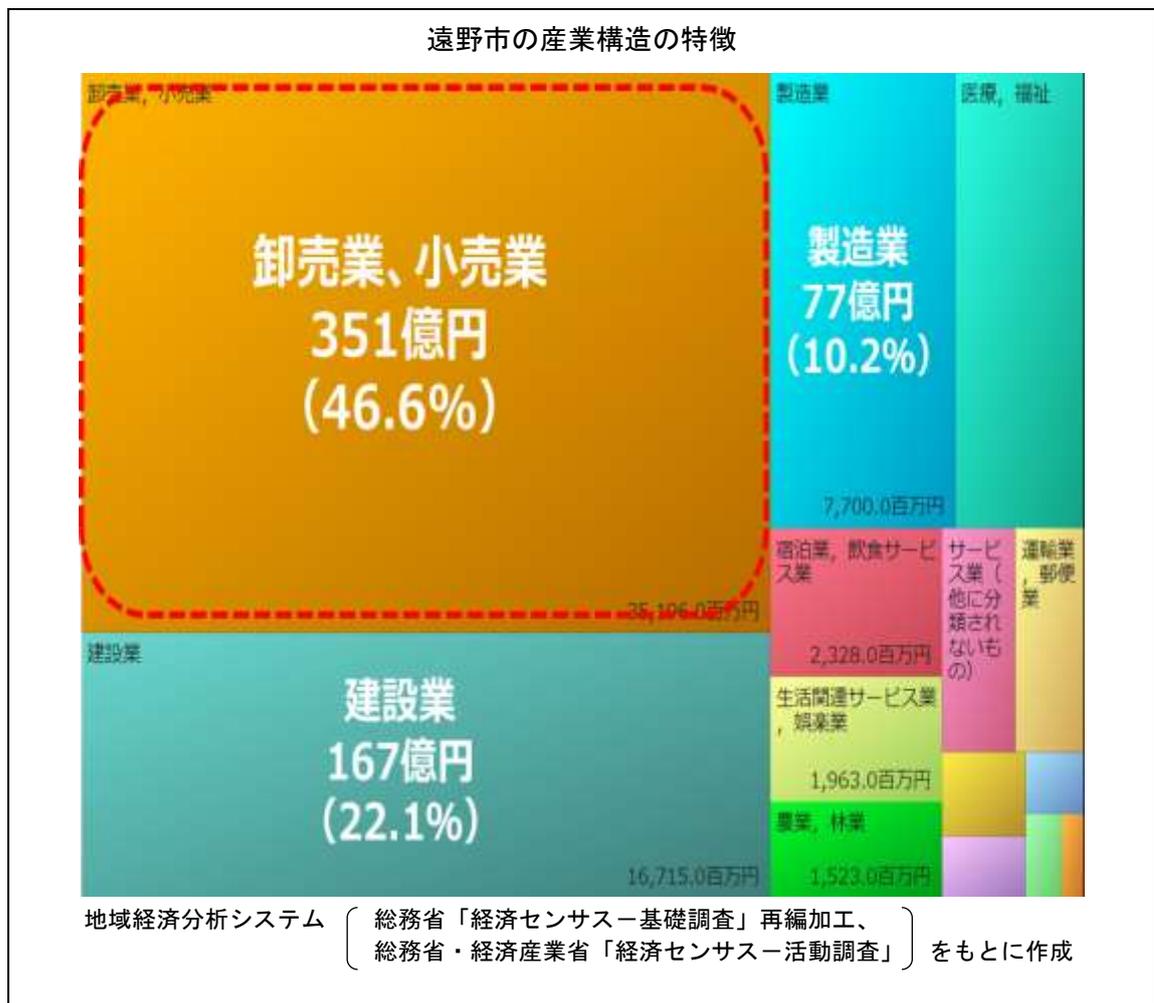
【産業】

1 次産業では、冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林水産業が、本市の基幹産業として位置付けられている。米や野菜、ホップや葉たばこなどの工芸作物の生産のほか、馬や牛など畜産が盛んである。また、木材生産やシイタケ、ワサビの産地となっている。しかしながら、農業、林業の付加価値額は 15 億円程度に留まっている。

2次産業の付加価値額は、建設業が167億円、製造業が77億円となっている。特に製造業は、機械器具、非鉄金属の割合が高く、ここ数年は自動車関連産業への参入の動きが出始めており、製造品出荷額も増加傾向にある。

遠野市内の既存企業は、平成28年経済センサスでは67社あり、そのうち大企業の工場1社を除き、67社全て中小企業で構成されている。

3次産業は、柳田國男の『遠野物語』など観光地として知られ、年間180万人程度の観光客入込数を誇る。付加価値額では、宿泊業、飲食サービスが23億円、生活関連サービス業等で19億円となっている。



【雇用・所得】

若者の地元就業に関しては、平成28年度市内高校卒業者のうち就職希望者64人に対し市内企業への就業者46人であったが、平成30年度市内高校卒業見込者で就業希望者64人のうち市内企業への就業内定者が25人まで減少した。

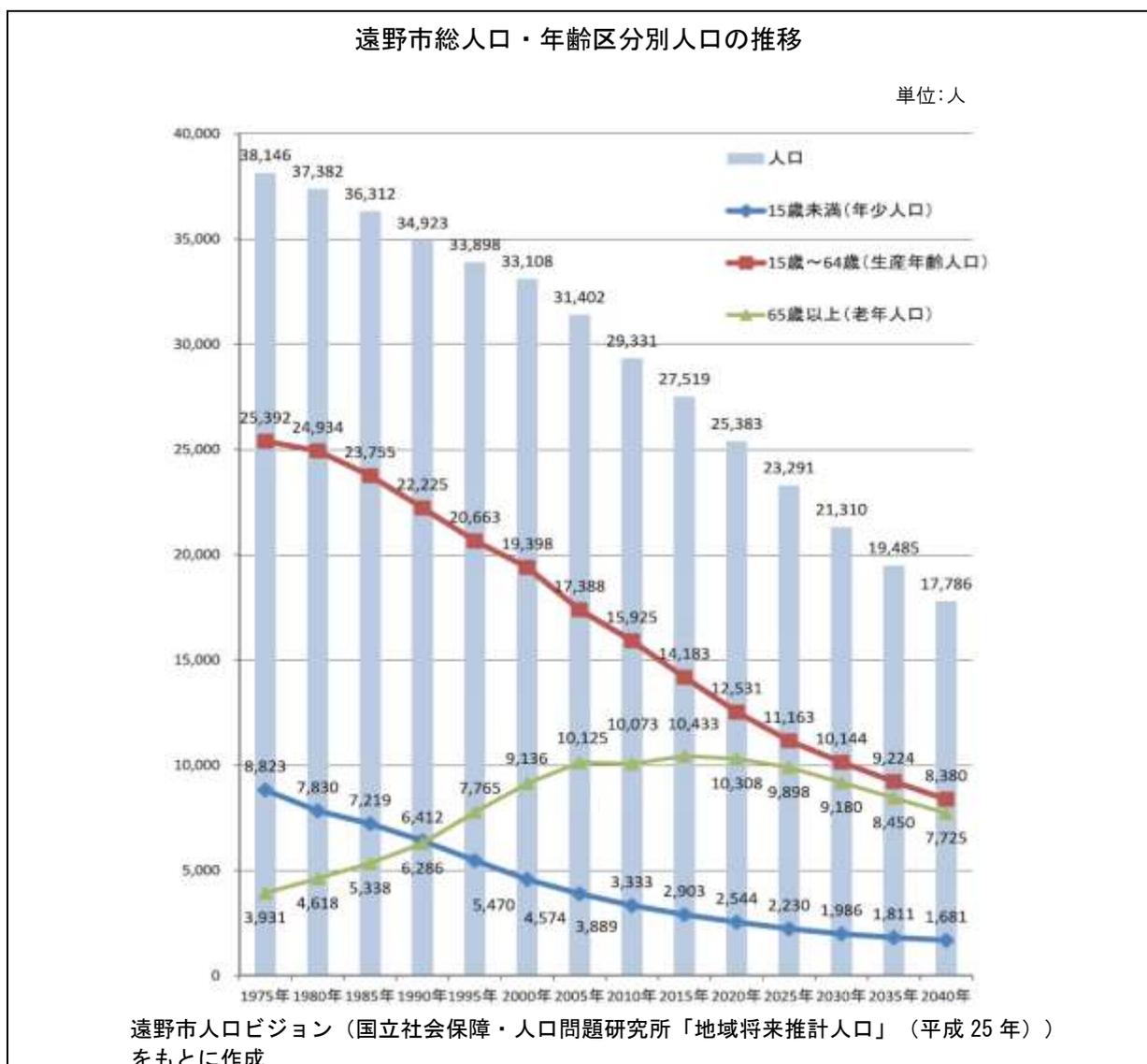
更に、岩手県市町村民経済計算の参考指標である人口一人当たりの市町村民所

得が平成 27 年度の県内平均 2,760 千円に対し遠野市は 2,420 千円であり、10% 以上下回る水準にとどまっている。

【人口】

本市の人口は、1955 年の 47,110 人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（2015 年実施）では 28,062 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所「地域将来推計人口」（平成 25 年）をもとに本市の総人口・年齢区分別人口の推移を推計すると、2040 年には 17,786 人と、2015 年比で総人口が約 4 割減、生産年齢人口も約 4 割減となる見込みである。

また、人口動態では、特に 20 歳から 24 歳の人口動態は転出が転入を上回り、主に関東地区への転出が多い状態となっている。



4-2 地域の課題

遠野市の人口は、4-1記載のとおり、1955年の47,110人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（2015年実施）では28,062人となっているなど、このまま人口減少が進行した場合、市内企業の労働力不足による地域経済の衰退が懸念される。

人口動態からも、特に20歳から24歳の人口動態は転出が転入を上回っており、大学、専門学校等への進学や、これら大学等卒業後の就業先として、市外の事業所が選択されていることが挙げられる。

これら若者の市外流出（社会減）が進む要因として、大学等に進学する際に奨学金を活用する学生が、大学等卒業後の返還を見据え、就業先として、比較的給与水準の低い市内企業への就業を敬遠していると考えられる。

そこで、40歳未満の若者を対象に、市内企業への就業を促進し、将来にわたる人材確保を図るため、奨学金返還の負担軽減を図るとともに、若者の雇用機会の創出を図り、生産年齢人口の減少を食い止め、市内経済の衰退を防止することが、遠野市の課題である。

4-3 目標

【概要】

4-2に記載した課題に対応するため、遠野スタイル創造・発展総合戦略（遠野市まち・ひと・しごと総合戦略。平成27年11月策定）において、「で・くらす遠野」定住の促進を掲げている。

特に、若者等の安定的な雇用の確保を実現するとともに、しごとがひとを呼び込む好循環により、UIJターン等の本市に移住する若者など生産年齢人口の転入増（社会増）を目指し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

そのため、短期的な対応策として、大学等在籍中に奨学金の貸与を受けた者で、遠野市内の事業所に就業した者を対象に、奨学金返還支援を実施し、40歳未満の若者世代の奨学金返還の負担軽減を図っていく。

【数値目標】

事業の名称	若者しごとサポート事業		基準年月
	K P I		
申請時	—	25人	2019年1月
2019年度	10人	35人	2020年3月
2020年度	10人	36人	2021年3月
2021年度	10人	37人	2022年3月

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

若者しごとサポート事業（遠野市奨学金返還支援事業費補助金）

② 事業区分

人材の育成・確保

③ 事業の内容

【事業の概要】

大学又は高等学校等在籍中に日本学生支援機構、遠野市等の奨学金の貸与を受けた者で、市内に住所を有し、市内の事業所に就業した者を対象に、奨学金の返還額の1/2（上限144千円/年を最長20年支給、上限2,880千円/人）を認定年度から補助する。

なお、事業に要する経費は「遠野市産業振興基金」に積み立てるものとする。

【年度ごとの事業の内容】

(2019 年度)

企業からの寄附金を企業版ふるさと納税として収納し、遠野市産業振興基金に積み立てる。

遠野市奨学金返還支援事業の対象者を選定（10 人）するとともに、遠野市産業振興基金から事業費を充当し、奨学金の返還額に対し補助金を交付する。

④ 地方版総合戦略における位置付け

本市の遠野スタイル創造・発展総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）においては、定住の推進策を定めており、「若者しごとサポート事業」は、若者の市内就業と市内定着を総合的に実施する事業である。また、総合戦略の重要業績評価指標（K P I）として、定住者世帯数（平成 26 年度 61 世帯→平成 31 年度 140 世帯）を定めており、本プロジェクトは、この目標達成に直接寄与するものである。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

事業の名称	若者しごとサポート事業		基準年月
	K P I	奨学金返還支援数	
申請時	0 人	25 人	2019年1月
2019年度	10 人	35 人	2020年3月

⑥ 事業費

(単位：千円)

事業費の額	
2019年度	計
4,000	4,000

※助成候補者の認定後に必要な額を基金に積み立てるものとする。

⑦ 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
製造業	4,000	4,000
計	4,000	4,000

⑧ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

【評価の手法】

事業のKPIである奨学金返還支援数及び新卒者地元就業者数について、実績値を公表する。また、遠野商工会に検証組織（市内商工関係者、市内金融機関の支店長級、その他各支援機関や大学、行政機関などで構成）を設置し、本プロジェクトの検証を行う。

【評価の時期及び内容】

交付対象事業の実施年度のKPIの達成状況を、事業実施年度の翌年6月までにとりまとめた上で、遠野市長から遠野商工会長に対し、商工会法第11条第1項第8号の規定により、外部組織の検証について諮問する。

遠野商工会が交付対象事業の効果検証を行う際には、商工団体、金融機関など関係機関・団体で構成する有識者の関与を得ながら、事業の検証結果として報告する。

【公表の方法】

検証結果は、遠野テレビを通じて市民周知を図るほか、遠野市及び遠野商工会の公式ホームページで公表する。

⑨ 事業実施期間

2019年4月から2020年3月まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) で・くらす遠野定住促進事業

① 事業概要

「で・くらす遠野」を設置し、U・I・Jターンによる移住希望者のワンストップ窓口として、本市への移住相談に対応するとともに、「で・くらす遠野サポート市民会議」を中心に、遠野市の魅力を情報発信する。

また、遠野市空き家バンクを通じて市内の空き家の有効活用に努める。

② 事業実施主体

遠野市

③ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(2) 若者しごとサポート事業（遠野市奨学金返還支援事業費補助金）

① 事業概要

2019年度に積み立てた基金をもとに助成対象者に対して奨学金の返還支援を行う。

大学又は高等学校等在籍中に日本学生支援機構、遠野市等の奨学金の貸与を受けた者で、市内に住所を有し、市内の事業所に就業した者を対象に、奨学金の返還額の1/2（上限144千円/年を最長20年支給、上限2,880千円/人）を補助する。

また、支給対象者は2024年まで新規認定する予定（その後、延長の可能性あり）である。

なお、事業に要する経費は「遠野市産業振興基金」に積み立てるものとする。

② 事業実施主体

遠野市

③ 事業実施期間

2020年4月1日から

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2022 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑧に掲げる【評価の手法】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-3 の目標について、5-2 の⑧に掲げる【評価の時期及び内容】に同じ。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑧に掲げる【公表の方法】に同じ。